

はじめに

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで残り4年半となりました。東京は世界で初めて2回目のパラリンピックを開催する都市であり、東京2020年大会の成否はパラリンピックの成功にかかっています。

昨年12月に東京都が作成、公表した「2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—」では、パラリンピック競技大会が社会に変革をもたらす力を持つことに触れ、東京は大会を開催する都市として、障害のある人もない人も互いに尊重し支えあう共生社会を実現していかなければならないとしています。

障害者スポーツの振興は、こうした共生社会の実現に向けた重要な取組の一つです。普及啓発・理解促進、場の確保・人材育成、競技力向上など、様々な視点から2020年に向けスピード感を持って施策を進めていくとともに、大会後も障害者スポーツが永くレガシーとして残るよう、先を見据えて行っていくことが必要です。なかでも、障害のある人が身近な地域においてスポーツに親しめる環境を、ハード・ソフトの両面から整えていくことは、障害者スポーツ人口の裾野拡大につながるだけでなく、ノーマライゼーションの考え方を社会に広げていくための契機となります。

一方、バリアフリー設備や専門スタッフが十分整わないことなどから障害者の受入に消極的なスポーツ施設もあると聞いています。このマニュアルではスポーツ環境の整備に資する取組のうち、大規模な工事等を必要としないソフト面からの工夫や、障害者への配慮など、区市町村等のスポーツ施設が比較的取り入れやすい事例を中心に取り上げています。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、いわゆる「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されることとなり、国や各自治体は、自ら差別を行わないことはもちろん、障害のある人への理解を深める取組を広く行うこととされています。

本マニュアルが、都内各所のスポーツ施設における障害者の受入れ体制の向上と、障害のある人もない人も、気持ちよくスポーツを行える環境整備の一助となれば幸いです。

最後に、マニュアルの作成にあたり、お忙しい中、アンケート調査やヒアリング調査に御協力いただきました区市町村スポーツ主管課、施設管理者、団体の皆様及び障害者スポーツ専用・優先施設管理者、団体等の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成28年2月

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

目次

第 1 章 障害とスポーツ

障害の特性／コミュニケーションの配慮とポイント／障害者が取り組むスポーツ／障害者と共にスポーツを楽しむために

視覚障害とスポーツ	4・5
聴覚障害とスポーツ	6・7
肢体不自由とスポーツ ～立位～	8・9
肢体不自由とスポーツ ～車いす使用者～	10・11
知的障害とスポーツ	12・13
内部障害とスポーツ	14
精神障害とスポーツ	15

第 2 章 施設利用の前に

申込み・問合せ時の確認ポイント	16・17
駐車場	18
アクセスマップ	19
身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)への対応	20

第 3 章 共用施設の利用

困っている人への対応／施設での工夫

受付～障害者を含めたすべての利用者が気持ちよく利用できる工夫～	22・23
ロビー・廊下・共用スペース	24・25
更衣室	26・27
トイレ	28・29
シャワー	30・31
緊急時の対応	32・33

第 4 章 スポーツ施設の利用

障害別対応のポイント／施設での工夫

体育館	34・35
トレーニング室・ジム	36・37
プール	38・39
その他屋外施設	40・41

【コラム】

「障がい者スポーツ指導員」とは	21
床を傷つけない工夫 スポーツ用車いすの進化	35
障害の内容や健康状態の把握方法～東京都の障害者スポーツセンターの場合～	42
障害者スポーツクラブの現状～団体要件について～	43
Q&A	44・45
「障害者のスポーツ施設利用促進事業」 検討委員会	46
問合せ先	47
参考文献等	47
ヘルプマーク・ヘルプカード	48

本書について

本書は、障害者に身近な地域のスポーツ施設などをより安全で快適にご利用いただくために、スタッフができる工夫や配慮についてまとめたものです。

「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由(立位)」「肢体不自由(車いす使用者)」「知的障害」「内部障害」「精神障害」の7項目をピックアップしていますが、これらに当てはまらない障害もあります。また、複数の障害がある人もいます。

本書の内容を参考にいただき、それぞれの利用者から障害の内容や状態を伺い、その上で必要な手助けを行ってください。

第1章では、障害について解説するとともに、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しんでいただけるよう、その配慮について取り上げています。

第2～4章では、障害者が施設に来所した場面ごとに確認いただけるよう構成しています。また、各施設で実際に行われている工夫についても紹介していますので、ぜひ参考にしてください。

障害者が利用しやすい施設ということは、一般の利用者や幼児・児童、高齢者、外国人にとっても、利用しやすい施設だと言えます。一般利用者と障害者を区別しすぎずに、誰もが、楽しく安全に利用できる施設運営をめざしてください。

▶ 本書内で各障害を示すアイコン



視覚障害



聴覚障害



肢体不自由
(立位)



肢体不自由
(車いす)



知的障害



内部障害



精神障害

*……の表記について：マニュアル本文中の用語について解説しました。

◎……の表記について：当該箇所において参考にさせていただきたい用語について解説しました。